

# 都市ガス普及促進割引

(付帯契約【新築割】)

2020年12月1日 実施

桐生瓦斯株式会社

## 目 次

1. 目的	2
2. 契約の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	3
5. 契約の締結	3
6. 契約の成立	3
7. 契約期間	3
8. 割引額等	4
9. その他	4

## 付 則

1. この契約の実施期日	5
--------------	---

別 表	5
-----	---

## 1. 目的

都市ガス普及促進割引（以下「この契約」といいます。）は、新築・建替えの専用住宅及び併用住宅で、当社の都市ガスをご契約いただけるお客さま向けに、ガス料金の一部を割引する必要事項を定めたものです。

## 2. 契約の変更

- (1) 当社は、この契約を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の契約によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの契約の変更に関する異議がある場合は、この契約を解約することができます。
- (3) この契約の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この契約の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「付帯契約」とは、…主契約に付帯して締結する契約をいいます。
- (2) 「主契約」とは、…この付帯契約の対象となる契約で、4 (1) に定める各供給約款に基づくいずれかの契約をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、…居住の目的だけに建てられた住宅であり、店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」とは、…店舗・作業場・事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(6)「消費税率」とは、…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

この契約は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 主契約として、次に掲げる各供給約款に基づく契約を締結していること。

- ① ガス小売供給約款
- ② 暖房・給湯供給約款
- ③ ガス温水床暖房供給約款
- ④ 家庭用コージェネレーションシステム供給約款

(2) 需要場所である戸建の専用住宅又は併用住宅が次に掲げるいずれかに該当すること。

- ① 新築（新規建売住宅の購入も含まれます。）で、新たに当社の都市ガスを使用する場合
- ② 当社の都市ガスを既に使用している建物を建替えにより継続して当社の都市ガスを使用する場合

(3) ガス料金のお支払い方法は、口座振替又はクレジットカード払いによりお支払いいただきます。

#### 5. 契約の締結

(1) この契約を希望されるお客さまは、あらかじめこの契約を承諾のうえ、申し込んでいただきます。

(2) 申し込みの際は、お客さまの住所、氏名、連絡先等、当社が必要と認める事項を明らかにし、当社が定める申し込み方法により当社に申し込んでいただきます。

#### 6. 契約の成立

この契約は、当社が4（1）の申し込みを承諾した日（以下、「契約成立日」という。）に成立いたします。

#### 7. 契約期間

(1) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日からその定例検針日が属する月の2年後の定例検針日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、使用開始日以降最初の定例検針日が属する月の2年後の定例検針日といたします。

(2) 既にこの付帯契約を適用されているお客さまが、主契約の変更の申し込みをする場合、この付帯契約の契約期間は主契約の変更以前の期間を含めて（1）のとおりといたします。

(3) 主契約を解除した場合は、当該解約の日を持って付帯契約の解約の期日といたします。

## 8. 割引額等

- (1) 割引額は、別表のとおりに定めます。
- (2) 割引額の計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げます。
- (3) この契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。
- (4) 当該月の検針において使用量が発生しない場合は、主契約の料金表に定める基本料金のみのご請求とし、この付帯契約に定める割引はいたしません。
- (5) ガス料金の割引開始は4(3)に定めるお支払い方法のお申し込みが完了した翌月以降といたします。

## 9. その他

この契約に定めがない事項については、この契約が適用される主契約の各供給約款を適用いたします。

付 則

1. この契約の実施期日

この契約は、2020年12月1日から実施いたします。

別 表

割引種別	割引金額（1月につき）
新築割	① ガス小売供給約款のガス料金（早収料金）×0.10
	② 暖房・給湯供給約款のガス料金（早収料金）×0.20
	③ ガス温水床暖房供給約款のガス料金（早収料金）×0.25
	④ 家庭用コージェネレーションシステム供給約款のガス料金（早収料金）×0.30